

# 資本関係又は人的関係のある者同士の同一入札への参加制限に係る 運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「関連会社」という。）の同一入札への参加制限について必要な事項を定めるものとする。

(参加制限の対象となる入札)

第2条 この基準は、豊岡市が実施する条件付一般競争入札及び指名競争入札に適用する。

(関連会社の基準)

第3条 この基準において、関連会社とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。

(1) 資本関係

次のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のアからウのいずれかに該当する二者の場合。ただし、アに該当する場合にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、上記(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合で入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 共同企業体の場合にあつては、異なる共同企業体の構成員同士、又は共同企業体の構成員と単独企業が、前項各号のいずれかに該当する場合は、当該構成員を有する共同企業体を関連会社とみなす。

(基準に該当する場合の取扱い)

第4条 前条各項のいずれかに該当する者の競争参加資格は認めないものとする。ただし、当該基準に該当する者のうち一者を除くすべての者が、競争参加資格確認申請期限までに競争参加資格確認申請を取り下げた場合は、残る一者の競争参加資格を認めるものとする。

2 前条各項のいずれかに該当する者がした入札は無効とする。ただし、当該基準に該当する事実が判明し、入札が執行されるまでに、当該基準に該当する者のうち一者を除くすべての者が入札を辞退した場合は、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

(入札公告等への記載)

第5条 制限付一般競争入札にあつては、公告及び入札説明書において、第3条各項に該当しないことを競争参加資格要件とし、当該基準に該当する者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

2 指名競争入札にあつては、指名通知書において、第3条各項に該当する者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(申告)

第6条 入札に参加しようとする者は、豊岡市契約規則（平成17年豊岡市規則第59号）第6条各項に規定する入札参加資格確認申請において、第3条第1項各号に該当する者を申告しなければならない。

2 前項による申告内容に変更が生じた場合は、速やかに入札参加資格変更申請により申告しなければならない。

(虚偽記載)

第7条 前条各項による申告内容に虚偽が判明した場合又は重要な事実が申告されていなかった場合は、落札決定の取消又は契約解除及び豊岡市指名停止基準に基づく指名停止措置を講じることができる。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。